

住民票

マイナンバー
カード

印鑑
証明書

に

旧姓(旧氏)が併記できるようになりました

- 各種の契約や銀行口座の名義に旧姓が使われる
場面で、その証明に使えます。
- 就職・転職時など、仕事の場面でも旧姓で本人
確認ができます。

旧姓(旧氏)併記はこんなときに役立つ!



旧姓(旧氏)を併記するには申請が必要です。

旧姓併記のための請求手続は2段階!

STEP1

旧姓が記載された
戸籍謄本等を用意しましょう

用意ができたら
提出しよう!

STEP2

用意した戸籍謄本等と一緒に
マイナンバーカード(通知カード)を
持って、現在お住まいの
市区町村へ行く!

入手方法は2種類!

- ①本籍地の市区町村に請求
- ②郵送で取り寄せる

お問い合わせ先 住民税務課 担当: 築山 電話 (0868) 54-2985

年金相談・お手続きの際は、
ぜひご予約を!

ご予約いただくと...

- ①お客様のご都合にあわせて、スムーズ
に相談できます!
- ②相談内容にあったスタッフが事前に
準備のうえ、ていねいに対応します!

●予約相談のお申込み方法

全国共通の 予約専用受付電話「1570-05-4890」
または、津山年金事務所「0868-31-2360」に
お電話ください。

相談希望日の1か月前から前日まで受け付けております。
ご予約の際に『基礎年金番号』のわかるもの(年金手
帳や年金証書など)をご用意ください。

※予約状況により、ご希望の日時でお受けできない場
合もありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

鏡野町住民税務課 年金係 担当: 赤田
電話 (0868) 54-2985

消費税軽減税率
電話相談センター
(軽減コールセンター)

0120-205-553

【受付時間】9:00~17:00
(土日祝除く。)

消費税の軽減税率制度に関する一般的な
ご質問やご相談を受け付けています。
音声ガイダンスに沿ってお知りになりた
い内容の番号を選択してください。



- 軽減税率が適用される品目が知りたい方⇒1
- 帳簿・請求書などの書き方が知りたい方⇒2
- その他軽減税率制度について知りたい方⇒3

※個人事業者のうち、令和元年10月1日から12月31日
までの日を含む課税期間で、仕入れ税額ごとに区分
することが困難な中小事業者は、令和元年12月31日
までに「消費税簡易課税選択届出書」を提出すれば、
その期間から簡易課税制度を選択できます。

令和2年 鏡野町成人式

と き: 令和2年1月12日(日)

10:00~12:00 予定 9:00 受付開始

ところ: 鏡野町中央公民館

内 容: オープニングコンサート・記念式典・
記念撮影・茶話会

対象者: 平成11年4月2日~平成12年4月1日
生まれで現在鏡野町に住所を有する方、
または鏡野町出身の方

●鏡野町に住所がある方

往復はがきで案内状を送付しておりますので、
出欠を往復はがきでお知らせください。

●鏡野町出身で町外に住所をおく方

電話、FAXで①氏名②性別③案内状送付先住所
④電話番号をお知らせください。
確認後、案内状を送付します。

※成人式該当の方で案内状が届いていない方は、
下記までご連絡ください。

お問い合わせ先

鏡野町教育委員会 生涯学習課 担当: ソーター
電話 (0868) 54-0573 FAX (0868) 54-0656